

熊本縣市町村振興資金貸付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）における公共施設の整備事業等に必要な資金を貸し付け、市町村の広域行政の推進、並びに市町村の振興を図ることを目的として設置する熊本縣市町村振興資金（以下「資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付枠)

第2条 資金の貸付枠は、毎年度、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(資金の区分、貸付対象事業、貸付条件)

第3条 資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件は、別表のとおりとする。

(貸付けの方法)

第4条 資金の貸付けは、証書貸付けの方法により行うものとする。

(貸付けの申請)

第5条 資金の貸付けを受けようとする市町村は、市町村振興資金貸付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事の定める日までに提出しなければならない。ただし、広域行政推進事業に係るものにあつては、関係広域行政機構を経由のうえ提出するものとする。

(1) 市町村振興資金貸付事業計画書（別記第2号様式及び付表1）

(2) 市町村振興資金申請事業総括表（別記第3号様式）

(貸付けの内定)

第6条 知事は、前条の規定による貸付けの申請があつた場合は、その内容を審査のうえ貸付けの内定をし、貸付けの対象となる事業及び貸付けの額を、市町村振興資金貸付内定通知書（別記第4号様式）により当該市町村へ通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定により貸付けの内定を受けた市町村が、当該貸付けの対象となつた事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、市町村振興資金貸付事業変更等承認申請書（別記第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、第1項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査のうえ、変更後

の貸付額を内定し、その旨を市町村振興資金貸付内定通知書により当該市町村に通知するものとする。

(貸付けの内定の取り消し)

第8条 知事は、第6条の規定により貸付けの内定を受けた市町村が、前条第1項の申請を怠ったときは、当該貸付けの内定を取り消すことができる。

(借入れの申込み)

第9条 第6条及び第7条の規定により貸付けの内定を受けた市町村が資金の借入れをしようとするときは、市町村振興資金借入申込書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて知事の定める日までに提出しなければならない。

(1) 事業施行状況調書(別記第7号様式)

(2) 関係予算の議決を証する書面

(貸付けの決定)

第10条 知事は、前条の規定による借入れの申込みがあった場合は、その内容を審査のうえ、貸付けを決定し、その旨を市町村振興資金貸付決定通知書(別記第8号様式)により当該市町村に通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた市町村は、市町村振興資金借用証書(別記第9号様式)及び市町村振興資金貸付金請求書(別記第10号様式)を知事に提出し、資金の貸付けを受けるものとする。

(事業実績の報告)

第11条 資金の貸付けを受けた市町村(以下「借入市町村」という。)は、貸付けを受けて行った事業の実績を市町村振興資金貸付事業実績報告書(別記第11号様式)により、翌年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。

(実地検査等)

第12条 知事は必要があると認めるときは、借入市町村に対し関係資料の提出を求め、又は実地に検査することができる。

(繰上償還)

第13条 知事は、借入市町村が貸付金を貸付けの目的以外に使用したとき、又は貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

2 借入市町村は、貸付金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合に

において、市町村振興資金繰上償還申出書（別記第12号様式）により繰上償還希望日の30日前までに知事へ申し出なければならない。

- 3 知事は、第1項及び第2項の規定により繰上償還をさせる場合は、元利金の額を指定償還期日の10日前までに市町村へ通知するものとする。

（債務の承継）

第14条 借入市町村及び借入市町村から貸付けに係る債務を債務の引受けにより承継しようとする市町村（次項において「申請市町村」という。）は、連署の上、あらかじめ熊本県市町村振興資金債務承継承認申請書（別記第13号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは債務の承継を承認し、申請市町村に通知するものとする。

（延滞利息の払込）

第15条 貸付けを受けた市町村は、第3条の規定により償還期日までに償還しなかったとき、又は前条の規定により繰上償還すべき金額を償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還した日までの日数に応じ、延滞元利金額を年10.0パーセントの割合で計算した金額を延滞金として納付しなければならない。ただし、知事が災害その他やむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

- 2 前項の年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（帳簿の備付け）

第16条 知事は、貸付金の管理を適正に行うため、市町村振興資金貸付台帳（別記第14号様式）を備えるものとする。

- 2 借入市町村は、市町村振興資金借受台帳（別記第15号様式）を備えなければならない。

（雑 則）

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要項は、平成13年10月19日から施行する。

（改正前の要項の適用）

- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本県市町村振興資金貸付要項の規定によ

り貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

(過疎市町村以外の市町村への適用)

- 3 別表備考に該当する市町村以外の市町村については、平成8年以降において行われる国勢調査の結果による人口が公表された場合においては、その公表された場合ごとに備考中「昭和35年」とあるのは「当該国勢調査が行われた年から起算して35年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「平成7年」とあるのは「当該国勢調査が行われた年」と、「0.25」とあるのは「0.25を35で除して得た数値に当該国勢調査が行われた年から起算して35年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から当該国勢調査が行われた年までの年数を乗じて得た数値」と、「0.21」とあるのは「0.21を35で除して得た数値に当該国勢調査が行われた年から起算して35年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から当該国勢調査が行われた年までの年数を乗じて得た数値」と、「同年の人口で除して得た数値が0.21」とあるのは「当該国勢調査が行われた年の人口で除して得た数値が0.21」と、「同年の人口で除して得た数値が0.18」とあるのは「当該国勢調査が行われた年の人口で除して得た数値が0.18」と、「昭和45年」とあるのは「当該国勢調査が行われた年から起算して25年以前において最近に国勢調査が行われた年」と、「0.14」とあるのは「0.14を25で除して得た数値に当該国勢調査が行われた年から起算して25年以前において最近に国勢調査が行われた年の翌年から当該国勢調査が行われた年までの年数を乗じて得た数値」と、「平成8年度から平成10年度まで」とあるのは「当該国勢調査の結果による人口が公表された日の属する年度前3箇年度内」とそれぞれ読み替えて、過疎市町村以外の市町村についても適用する。

(経過措置)

- 4 平成12年7月21日前において、改正（同日付けの改正をいう。以下この項において同じ。）前の熊本縣市町村振興資金貸付要項別表備考の1に規定する過疎市町村等であって、改正後の別表備考の1に規定する過疎市町村等とならないものについては、平成12年度から平成16年度までの間に限り、改正後の別表備考の1に規定する過疎市町村等とみなして、この要項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成15年1月29日から施行する。

(改正前の要項の適用)

- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本縣市町村振興資金貸付要項の規定により貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成17年12月7日から施行する。
(改正前の要項の適用)
- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本県市町村振興資金貸付要項の規定により貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成18年11月1日から施行する。
(改正前の要項の適用)
- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本県市町村振興資金貸付要項の規定により貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成19年10月16日から施行する。
(改正前の要項の適用)
- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本県市町村振興資金貸付要項の規定により貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成21年9月15日から施行する。
(改正前の要項の適用)
- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本県市町村振興資金貸付要項の規定により貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成24年11月5日から施行する。

(改正前の要項の適用)

- 2 この要項の施行の日前において、改正前の熊本県市町村振興資金貸付要項の規定により貸し付けられた資金の区分、貸付対象事業及び貸付条件については、なお従前の例による。

別表

資金区分	貸付対象事業	利率	貸付限度額	償還期限	償還方法	延滞利息	貸付期日	償還期日
一般資金	市町村（過疎市町村を除く）が行う一般の振興事業 ①教育文化施設整備事業 ②スポーツ・レクリエーション施設整備事業 ③コミュニティ施設整備事業 ④観光振興施設整備事業 ⑤地域産業振興施設整備事業 ⑥保健・福祉施設整備事業 ⑦生活・環境施設整備事業 ⑧消防防災安全施設整備事業 ⑨道路整備事業 ⑩その他、知事が特に必要と認める事業	貸付日における財政融資資金の貸付金利に等しい利率	1市町村につき5,000万円とする。なお、一般資金と辺地に係る過疎資金を併せて借り入れる場合は5,000万円から過疎資金の額を控除した額とする。ただし、知事が特に必要であると認めるときは、この限りでない。	10年以内（うち、据置期間1年以内を含む）	年賦による元利均等償還	償還元利金につき年10%	毎年3月25日 ただし、当該期日が日祭日等のため、金融機関が業務を行わない日である場合は、その日後において、その日に最も近い日祭日等でない日とする。	毎年2月20日 ただし、当該期日が日祭日等のため、金融機関が業務を行わない日である場合は、その日後において、その日に最も近い日祭日等でない日とする。
過疎資金	過疎市町村が行う一般の振興事業又は辺地に有する市町村が行う辺地に係る一般の振興事業。ただし、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日法律第15号）第33条第2項の特例を受ける区域を含む過疎市町村及び合併市町村のうち合併関係市町村に当該合併が行われた日の前日において備考1に掲げる要件に該当していた市町村を区域として含む過疎市町村については、当該区域に係る一般の振興事業 同上	貸付日における財政融資資金の貸付金利に2分の1を乗じた利率（上限3.5%）	1市町村につき5,000万円とする。ただし、知事が特に必要であると認めるときは、この限りでない。					
特別資金	市町村が行う重要施策推進事業 ①広域行政推進事業 ②県総合計画推進事業 ③その他、知事が特に緊急に実施することが必要と認める事業	無利子	1市町村につき1億円とする。ただし、広域行政推進事業に限り2億円とする。なお、知事が特に必要であると認めるときは、この限りでない。	12年以内（うち、据置期間2年以内を含む）				

備考

- 過疎市町村とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された市町村又は次に掲げる要件に該当する市町村若しくは合併市町村のうち合併関係市町村に当該合併が行われた日の前日において次に掲げる要件に該当していた市町村を区域として含む市町村をいう。
 - 次のいずれかに該当すること。
 - 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和35年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和35年の人口で除して得た数値（以下「人口減少率」という。）が0.25以上であること。
 - 人口減少率が0.21以上であって、国勢調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち65歳以上の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値（以下「高齢者比率」という。）が0.21以上であること。
 - 人口減少率が0.21以上であって、国政調査の結果による市町村人口に係る平成7年の人口のうち15歳以上30歳未満の人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値（以下「若年者比率」という。）が0.18以下であること。
 - 国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和45年の人口から当該市町村人口に係る平成7年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和45年の人口で除して得た数値が0.14以上であること。
- 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で平成8年度から平成10年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.42以下であること。
- 辺地とは、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年4月25日法律第88号）第2条に規定する辺地をいう。
- 財政融資資金の貸付金利とは、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第10条の規定により地方債として運用される財政融資資金の貸付金利のうち、元利均等償還年賦方式の貸付期間及び据置期間に応じて設定された金利をいう。